

## 警報発表時・地震発生時の措置について

気象に関する警報及び地震情報が出された時の措置については、下記のとおりです。

ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象や地震情報を十分把握いただき、適切な対応をお願いいたします。

### 1 臨時休業となる場合

発表地域	警報や地震の状況	措置
和歌山市 または 和歌山市を含む地域	大雨警報 暴風警報 特別警報	自宅待機 午前10時までに解除されない時は、臨時休業
	震度5弱以上の地震	臨時休業

- 朝の登校時間帯に、「大雨警報」や「暴風警報」または「特別警報」（以下「大雨警報等」といいます。）が発表されている場合は自宅待機です。その場合、学校からの連絡はいたしません。
- 大雨警報等が、午前10時までに解除された場合は、授業を行います。授業開始時刻等を和歌山市メール連絡システム（ぐるりんメール）及び本校ホームページ（トップページ）でお知らせしますので、安全を確認して登校してください。ただし、その日は午前中授業となり、給食はありません。ご家庭で昼ごはんの用意をお願いしてください。
- 大雨警報等が、午前10時を過ぎても引き続き発表中の場合は、臨時休業とします。
- 「洪水警報」や「津波警報」は、自宅待機や臨時休業にはなりません。状況等により臨時休業とする場合もあります。その時は、和歌山市メール連絡システムメール（ぐるりんメール）でお知らせします。
- 大雨警報等が発表されていなくても次の場合は自宅待機させてください。この場合、欠席や遅刻になりません。
  - 今後、大雨警報等の発表が予想できる時や気象情報等で危険だと判断される場合
  - 午前10時までに大雨警報等が解除されても、地域の状況により登校が困難だと判断される場合

### 2 授業・給食について

- 午前6時の時点で、大雨警報等が発表されている時、あるいは大地震が発生した時は、米飯・パン・牛乳の製造が中止されます。そのため、午前10時までに警報が解除された場合でも授業は午前中で終わり給食はありません。

### 3 登校後に、大雨警報等が発表されたり、震度5弱以上の地震が発生した場合

- 時間的な余裕があり、安全だと判断した場合は、教職員の誘導で帰宅させることもあります。
- 下校することが危険だと判断した場合は、全員、教室や体育館で待機します。
- 準備ができ次第、和歌山市メール連絡システムメール（ぐるりんメール）で連絡しますので、お迎えをお願いします。

### 4 その他

- 欠席や遅刻にとらわれず、まずは児童の安全を第一に考えてください。
- 学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますので、ご遠慮ください。

このプリントは1年間使います。ご家庭の見やすい場所に貼っておいてください。

☆本校ホームページ「緊急時の対応」にも掲載しています。